

東京都卸売市場整備計画の概要 第8次（平成17年度～平成22年度）

序文 ~変革を迫られる卸売市場~

近年、卸売市場を取り巻く環境は、卸売市場経由率・経由量の減少と生鮮食料品の低価格化及びこれに伴う市場関係業者の厳しい経営状況、生鮮食料品流通の国際化、情報化の進展など流通環境の変化、食の安全・安心の確保、取引規制の緩和等を主な内容とする卸売市場法の改正など、大きく変化している。

卸売市場は、生産・消費両サイドのニーズをいかに的確に把握し、時代のスピードとダイナミズムに即応すべきかが問われており、まさに変革を迫られている。

第1 激変する流通環境と卸売市場

規制緩和の進展、情報化の進展、環境規制の強化など社会経済状況の変化は、生鮮食料品流通にも大きな影響を与えている。

また、卸売市場をめぐる環境は、国内生産力の低下や出荷団体の大型化、流通チャネルの多元化と市場外流通の増大など生鮮食料品の生産・供給構造の変化、専業小売店の減少など小売業界の構造変化、食生活の変化による食の外部化の進行等、激変しており、これらに対応した市場運営が求められている。

第2 東京都における卸売市場の現状と課題

東京都の卸売市場は、首都圏における集散市場としての役割を担っているが、ほとんどの市場で取扱高が減少し、大規模拠点市場とそれ以外の市場との格差が顕著になっている。

また、市場関係業者の厳しい経営状況、情報化・物流効率化への取組の遅れ、食の安全・安心確保、厳しい市場財政、環境問題への対応の必要等、早急に取り組まなければならない課題を多く抱えている。

第3 目標年度

平成17年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする。

第4 卸売市場の配置

都内全域を1流通圏とし、11中央卸売市場・1分場、23地方卸売市場とする。

第5 卸売市場整備計画 ~都民の期待に応えられる卸売市場を目指して~

東京都の卸売市場は、多様な実需がある大消費地にあるため、生産サイドに加え、消費サイドに軸足を置いた取組を行う。

消費者が求める食の安全・安心への着実な取組を行う。

多様な消費者のニーズに対応できるよう、マーケティング力の強化、販路開拓やビジネスチャンスの拡大に取り組む。

情報技術を活用し、徹底したコスト削減を追求する。

公の施設として、都民から期待される役割を適切に果たす。

1 卸売市場の活性化と流通の効率化

(1) マネジメント（経営管理）力の発揮と経営基盤の強化等

卸売市場の活性化のため、市場関係業者は、経営基盤の強化、経営の健全・安定化を図るとともに、新商品の開発、産地への提案機能の強化、商品付加価値を高める事業や多角的経営の展開等により、卸売市場全体の集荷・販売力を強化し、売上高の拡大、利益率の向上等に取り組む必要がある。

東京都は、市場休業日・24時間対応の強化、複合的・弹力的な施設利用等により、卸売市場の活性化と競争力強化に積極的に取り組むとともに、市場関係業者の取組を支援していく。

(2) 代金決済制度の改善

引き続き卸売市場の信用を維持するため、不良債権の解消を図るとともに、確実な支払を行う仕組みとしての代金決済制度の確立に取り組む。

2 情報化と物流効率化の推進

生産者と利用者のニーズに応えた先端的な流通拠点となることを目指し、取引業務の電子化や場内外物流の効率化等に取り組む。

3 卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化

(1) 卸売市場の再編・統合

大規模拠点市場化など近年の生鮮食料品流通構造の変化を踏まえ、卸売市場の活性化、競争力強化の観点から、各市場の特性に応じて、卸売市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換などを図ることが必要であり、国が定めた再編基準等を踏まえ、各々の卸売市場について総合的に検討していく。

(2) 民間活力の導入

可能な限り民間の創意、資金、経営能力、技術的能力を活用し、整備・管理運営等の効率化やコスト低減に努めるため、豊洲新市場（名称については今後検討

する)等大規模な整備にあたっては、民間資金等活用事業(PFI)方式による整備・管理運営等を検討していく。

また、指定管理者制度は、現行の卸売市場制度においては限定的な適用となることから、個別委託との相違等を考慮し、総合的に検討していく。

(3) 財政基盤の再構築

安定的な市場経営を行う財政基盤を確保するためには、徹底したコスト削減はもとより、中長期的財政収支を踏まえ、市場運営の戦略的かつ効率的な進め方を検討し、市場財政の構造を抜本的に見直す必要がある。

開設者が行う施設整備においては、コスト縮減が可能な整備手法により選択的・重点的な整備を推進するとともに、遊休施設等の積極的活用や多角的利用を検討する。

4 食の安全・安心の確保への対応

食の安全・安心を確保するため、卸売市場において、品質管理の高度化及び衛生対策の強化を図るとともに、食品事故や事件の迅速かつ的確な対応など危機管理対策の一層の充実、トレーサビリティ・システム(履歴管理システム)への取組等を推進していく。

5 環境対策の徹底

自動車排出ガス対策の徹底、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策を一層推進していく。

6 周辺地域との共存

卸売市場に対する理解を深めるため、健全な食生活の実践に向けた食育の推進、生鮮食料品流通に関する知識の普及・啓発のために行う消費者向け事業の効果的な展開等に努めていく。

7 地方卸売市場の機能強化

多摩地域においては、多摩地域全体に生鮮食料品を安定的に消費者に供給できるよう、地方卸売市場に対して、一層の規制緩和や品質管理の高度化などを図っていく。併せて、多摩地域の地方卸売市場の連携強化や、多摩の地場産品の流通など、青果物の産地としての地域特性を活かした生産・消費の連携が進められるよう、支援していく。

第6 市場別整備計画

1 中央卸売市場の整備

築 地	築地市場を豊洲地区に移転する。 移転するまでの間、中核的な拠点市場として機能を維持するため、衛生対策及び環境対策の強化、老朽化施設の補修又は撤去、交通動線の改善等を実施する。
豊 洲	豊洲新市場を平成24年度開場を目指し整備する。 21世紀の生鮮食料品流通の中核を担う拠点として、流通環境の変化に対応できるよう、高度な品質管理や効率的な物流システムを取り入れた新たな市場を建設する。
食 肉	老朽化施設の整備に取り組み、環境・衛生対策の充実を図る。
大 田	中核的な拠点市場としての機能を十分に発揮し、品質管理の高度化及び物流の効率化を図るため、青果部に低(定)温管理機能を備えた荷捌き施設等を整備する。 また、市場機能の維持・向上を図るため、計画的に設備を更新する。 水産物部は、豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する。
豊 島	国道17号線拡幅に伴う市場用地削減の影響を縮小し、場内物流の更なる効率化を図るため、施設を集約化し、跡地に荷捌き施設等を整備する。 品質管理の高度化を図るため、低温卸売場を整備する。 市場を取り巻く環境の変化に留意するとともに、地域の小売商等の需要を満たす市場としての特性に配慮し、周辺市場との連携を視野に入れた市場のあり方を検討する。
淀 橋	本場は、狭隘な市場の効率的な活用を図るため、場内動線や仲卸業者売場等の配置を抜本的に見直し、必要な施設整備を行う。 品質管理の高度化を図るため、低温卸売場を整備する。 松原分場については、あり方を検討する。
足 立	品質管理の高度化を図るため、低温卸売場を整備する。また、仲卸売場等施設環境の向上を図る。 冷蔵庫等遊休施設の有効活用を図る。 市場の活性化を図るため、地元区等との連携により、食育の推進を図る。 豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する。
板 橋	青果部は、新たな物流管理手法を構築し、流通環境の変化に対応した物流の高度化を図る。また、新たに荷捌き施設を整備する。 区部北西部における立地を活かし、周辺市場との連携を視野に入れた今後の市場の活性化のあり方を検討する。
世田谷	市場施設の機能や環境の向上に取り組む。 青果部の活性化のため、他市場との連携等、市場のあり方を検討する。

北足立	青果部は、これまで効率的に整備を進めてきた施設の有効活用を図り、区部北東部における立地を活かし、産地との連携強化等により、活性化に取り組む。また、品質管理の高度化を図るため、低温卸売場を整備する。 花き部は、顧客へのサービスの向上と市場の活性化を図るため、機械せりシステムを導入する。
多摩 ニュー タウン	多摩地域の生鮮食料品流通の現状及び当市場の取引状況に鑑み、市場のあり方について検討する。
葛 西	地盤沈下に伴う必要な対策を講じる。 青果部は、豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する。
多摩地域青果 中央卸売市場	多摩地域の青果物流通については、中央卸売市場の新設を認めないという国の卸売市場整備基本方針を踏まえ、中央卸売市場の整備ではなく、地方卸売市場の連携強化により、安定的な供給体制の実現を図ることとする。

2 地方卸売市場の整備

水 産	多摩地域の水産市場については、今後とも施設整備事業費補助制度等により支援する。
青 果	多摩地域の青果市場については、今後とも施設整備事業費補助制度等により支援する。 八王子北野、 東京青果昭島、 小平丸新城西、 三鷹、 国立及び東久留米の6地方卸売市場を国の「地域拠点市場」として位置付け、支援を行っていく。
花 き	花き市場については、地方卸売市場としての活性化が図れるよう支援する。